

大和市告示第10号

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年1月20日

大和市長 古谷田 力

### 大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市ふるさと納税返礼品の贈呈に関する要綱（令和2年大和市告示第183号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、寄附の際に領収書が交付される場合は、この限りでない。

#### 附 則

この要綱は、公表の日から施行する。